資料№3	総務文教常任委員会所管事務報告資料 令和８年１０月５日【総務部職員課】

令和8年人事院勧告について

《 給与勧告について 》

１．勧告のポイント

●月例給、ボーナス引上げ

①重要な役割を担う中堅層以上の職員に重点を置きつつ、その他職員も引上げ

②民間の動向や人材確保の重要性を踏まえ、初任給の一律引上げ

２．民間給与との較差に基づく給与改定

（１）民間給与との比較

●月例給　　民間給与との較差　　１５，０５６ 円

●ボーナス　　民間の支給割合　　４．７２ 月

公務の支給月数　　４．６５ 月

（２）給与改定の内容と考え方

●月例給

・ １級：４．０％、２級：３．６％、３級：３．４％、４級３．１％、５級以上３．０％
（平均改定率：３．３％）

・ 大卒・高卒初任給を９，５００円の一律引き上げ

●ボーナス

・ 民間の支給割合との均衡を図るため引上げ　４．６５カ月分→４．７０カ月分

・ 民間の支給状況等を踏まえ、期末勤勉手当の支給月数に反映

（一般の職員の場合の支給月数）

		6月期	12月期	計
令和８年度	期末手当	1.2625月　（支給済み）	1.2875月　（現行1.2625月）	2.55月
	勤勉手当	1.0625月　（支給済み）	1.0875月　（現行1.0625月）	2.15月
	計	2.3250月	2.3750月　（現行2.3250月）	4.70月
令和９年度以降	期末手当	1.275月	1.275月	2.55月
	勤勉手当	1.075月	1.075月	2.15月
	計	2.350月	2.350月	4.70月

【実施時期】　月例給：令和８年４月１日

ボーナス：法律の公布日